

第9回 大学対抗交渉コンペティション 2010
Intercollegiate Negotiation Competition 2010



レッド社仲裁反論書
東京大学・日本語②チーム

三日月佑梨 (Mikazuki Yuri)

小西晴子 (Konishi Haruko)

和田豪介 (Wada Gosuke)

荒木豪司 (Araki Gohshi)

則岡翼 (Norioka Tsubasa)

大門慎太郎 (Okado Shintaro)

論点 1-①

1. 【I 1(1)】

基本合意の目的はブルー社の主張以外にも報奨金の獲得などが存在するため、目的は達成されておらず、基本合意は終了していない。

2. 【I 1(2)】

レッド社が署名したのは、ブルー社が両者の合意を反映したと述べたためである。ここでの合意とは、基本合意と会話(¶ 18c)から排他的なライセンス供与を意味していると解釈される。

3. 【II 1(1)】

ライセンス供与が排他的であるということが、両当事者間のみにしか効力が及ばないと解すれば、それは排他的ではないということになる。

また、そもそもレッド社は、契約を終了させることではなく、ブルー社がライセンスの供与を終了させることを求めているのみであり、第三者に対して主張しているわけではないので、反論として失当である。

4. 【II 2(1)】

不可抗力の存在の立証責任はブルー社にある。政府の関与とは、輸出入禁止令などの公権力の行使を念頭においた規定であり、王族の個人的要請は不可抗力にあたらぬ。加えて判例によると、障害を回避または軽減するための可能な合理的な措置をとってはじめて債務者は不可抗力を主張することができる(*Channel Island Ferries Ltd v Sealink UK Ltd* [1988] 1 Lloyd's Rep 323)。

本件における合理的な措置とは、ネゴランド電力に、レッド社へのライセンス供与が排他的であると知らせることであった。その旨の通知を行えば、ネゴランド電力がブルー社とライセンス契約を締結しなかった可能性がある以上、ブルー社が合理的な措置をとったとはいえない。

5. 【II 2(2)ア】

ライセンス契約 10 条が通知を要求する趣旨は、通知をしない不誠実な債務者は保護に値しないという点にあるので、通知をしていないブルー社は免責されない。

論点 1-②

1. 【 I 2(2)】

ブルー社の伝えた基準（『 19e）のみでは、専門知識を有さないレッド社と有するブルー社との情報格差が是正されたとはいえない。

2. 【 I 2(2), II 1(2)】

ブルー社は、レッド社の選定した 3 つの火力発電所の発電量が全体の約半分であったことから、想定とは異なり、レッド社が発電量に基づき選定したことを認識し得た。

よって、選定が不適切であり、老朽化しているものも含むべきであるとレッド社に説明することは可能であって、もし説明していれば両者の主張する債務の不履行は生じなかった。

したがってブルー社の不履行はレッド社の不作為に起因するとはいえない。

論点 2-①

1. 【 I 1(2), I 2(2)イ】

不可抗力発生後の協議は十分なされている(¶ 23a)。レッド社は燃料調達が困難であることを伝えており、その上で発電に必要な燃料の調達を行うという協議結果に至ったのであるから、協議義務に違反は認められない。

2. 【 I 1(2)イ】

「協議に基づくレッド社の行動」は、合弁契約上の義務として導かれるものではない。合弁契約 17.1 条後段によると、協議終了後の行動は義務とはいえず、レッド社の行動は同条の義務違反とはいえない。

3. 【 I 2(2)ア】

補助金取消の要件(¶ 10)に運営開始時期が含まれないとする主張は根拠に乏しい。

また、ネゴランド国政府の裁量権の限定についてのブルー社の議論は推測の域を超えず、ユニドロワ 7.4.3 の損害の确实性の要件を満たさない。

したがって、運用開始時期を遅らせたからといって補助金取消を免れたとは言い切れない。

4. 【 I 2(3)】

ユニドロワ 7.4.4 の損害の予見可能性を協議義務違反から導いておらず、この主張は失当である。

論点 2-②

1. **【 I 1(1)】**

現状は引渡しが不可能な場合とはいえない。洪水の影響が解消される可能性や、ブルー社の薬品開発により今後クレジットが発行される可能性が十分にある以上、排出権購入契約 2.1 条及び 2.2 条に規定される債務の履行期には未だ至っておらず、発行されていないことを理由として解除を主張することはできない。

2. **【 I 1(2)】**

モニタリングの結果が申請と異なる可能性というのは契約締結前から当然に予測されるから、そのような場合に解除を認める趣旨であれば、明文で規定されて然るべきである。

とすれば、契約に記載されていないということは、クレジットが発行されない場合の解除の可能性を排除したものである。

3. **【 I 3(1)ウ】**

別紙 8 の「合弁契約の趣旨」に反する場合は権限濫用事態に限るとする解釈には根拠が存在しない。

また、「合弁契約の趣旨」を、合弁契約 14.1 条「相互協力の下グリーン社を運営すること」と解釈したとしても、同条以下の構成から、同 14.4 条がその趣旨の具体的内容を反映している。

したがって、会話の流れ(¶ 21b)も踏まえると、「合弁契約の趣旨」には両当事者のリスクの公平な分担が含まれる。